

Q 班員以外に名簿連絡先、教えていい?

小学生の子供がいる母親です。PTA主催のバザーに向け、バザー班の保護者の名簿を作成しました。お互いの連絡や相談、報告に使っていたのですが、班員ではないBさんから、名簿に載っているAさんの連絡先を教えてほしいと頼まれました。BさんはAさんの知人で、以前の連絡先を知っている間柄なので問題ないと思うのですが、教えて良いのでしょうか。

法律 相談室

Aさんの連絡先とは、おそらく携帯の電話番号やメールアドレス、LINE(ライン)のIDなどだと思います。

これらは「生存する個人に関する情報で、それに含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人を識別できるもの」

合で、本人の同意を得ることが困難であるとき」などを除き、本人の同意なく第三者に対し提供すること

はできません。このため今回のケースでも、そのような例外的な場合に該当しない限り、第三者であるBさんに對し、Aさん本人の同意なく、新し

い連絡先を教えることはできません。BさんがAさんと知人で、以前の連絡先を知っているという事情があつたとしても、Aさんの同意が必要となることに変わりはありません。

れば、弁護士に相談することも一つの方法です。お知り合いの弁護士や、県弁護士会にお問い合わせいただければと思いま

安易な提供には注意

として、個人情報にあたります。

班の名簿では、氏名や住所、電話番号などの個人情報がデータベース化されてしまうと思われますが、その場合の各情報を「個人データ」と呼びます。

個人データにあたると、「生命、身体または財産の保護のために必要がある場

い連絡先を教えることはできません。BさんがAさんと知人で、以前の連絡先を知っているという事情があつたとしても、Aさんの同意が必要となることに変わりはありません。

(回答) 加藤真一弁護士



県弁護士会マスクটক্কি
ヤラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。隨時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・

366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。